

令和2年度介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修実施計画書

I 特定の者対象開催要綱（第3号研修）

1 目的

平成24年度より施行された介護職員等によるたんの吸引等の制度を受け、居宅及び障害者施設等において、必要なケアをより安全に提供するため、適切にたんの吸引等を行うことができる介護職員等を養成することを目的に開催する

2 実施機関 社会福祉法人ありのまま舎

3 期 日 1) 基本研修(講義・演習) 2日間

第1回 令和2年7月30日(木) 10時00分～18時00分

31日(金) 10時00分～16時30分

(第1回～第3回まで2日間同じ時間で開催します)

2) 実地研修

演習終了者を対象に研修2日目終了以降順次各自において、利用者の居宅あるいは施設等において実施

第2回 令和2年 9月24日(木)～25日(金)

第3回 令和2年11月26日(木)～27日(金)

4 研修会場 基本研修(講義・演習) 重度障害者・難病ホスピス太白ありのまま舎

〒982-0252 仙台市太白区茂庭台2-15-30

太白ありのまま舎 ホール(第2回～第3回も同じ会場で開催)

5 受講対象者

1) 障害児・者サービス事業所及び障害児・者施設等(医療機関を除く)で福祉サービスに従事する介護職員

2) 特別支援学校の教員、保育士

3) 上記 1)・2)に該当する方で、喀痰吸引等の行為を行う必要のある方で、所属長が推薦する方

4) これまで、経過措置で行って来られた方については、その内容等を伺い、受講について、ご案内致しますので、ご相談下さい。

5) 但し、下記に掲げる方については、受講対象者から除きます

① 勤務している事業所が、たんの吸引等を業として行う(登録事業者となる)予定がない場合

② 医療機関(病院・診療所)、介護療養病床、肢体不自由児施設・重度心身障害児施設に勤務する職員

③ 「不特定の者」に対して、たんの吸引等を行うことを希望する介護職員等

④ 現在、「違法性阻却」によるたん吸引等を行っている介護職員等(ただし、「違法性阻却」から除外されていたケアを研修の対象とする場合は、受講可)

⑤ 本研修課程(実地研修)において、協力いただくことに利用者からの同意が得られていない場合

⑥ 本研修課程(実地研修)において、協力頂くことになる指導者(*)が確保できていない場合

(*) 指導者とは・・・医師・看護師(准看護師を除く)・保健師・助産師で、実地研修において介護職員等の指導者となるために、厚生労働省が定める「マニュアル」

により、別途自己学習をした方

- 6 受講定員 各回20名
- 7 研修内容 喀痰吸引とは たんの吸引 口腔内・鼻腔内・気管カニューレ内部
経管栄養 胃ろう・腸ろう・経鼻経管栄養
の6のケアを言う
- 基本研修 2日間
- 第1日 ①重度障害児・者の地域生活に関する講義（2時間）
②たんの吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害及び支援に関する講義（呼吸・たん・健康状態）（4時間）
- 第2日 ③たんの吸引等を必要とする重度障害児・者等の障害及び支援に関する講義（たん・経管栄養）（2時間）
④演習 筆記試験合格者（2時間）
- 筆記試験 2日目基本研修（講義）終了後
☆不合格者は補講の上、再受験を実施
- 実地研修 研修終了から3カ月間を目途に実施
受講者が実際に喀痰吸引等の行為を行う対象の利用者宅にて、
訪問看護等の指導看護師の下で実施
（訪問看護師への依頼等は各受講者所属の事業所にて行って頂きます。）
指導看護師等が確保できない場合はご相談下さい。
実地研修の終了は実地研修終了後、研修委員会において認定する
- 教材 厚生労働省にて編集されました教材
講師 指導者講習受講者で太白ありのまま舎の職員である医師・看護師
及び施設管理者（施設長）
- 8 研修参加費 10,000円（教材・保険料を含）
当日お支払下さい。
（実地研修における訪問看護師等への謝礼等が必要な場合も各事業所にて
ご負担願います。受講料には実地研修に関する謝礼・経費は含まれており
ません）
（受講カリキュラムの免除等がある場合の減免について、研修委員会にて
検討の上、決定いたします）
欠席・遅刻等により修了証明書が交付できない場合の返金は応じかねま
す。
- 9 申込について
- 1) 提出書類 ①別紙1「受講申込書」
②別紙2「チェック表」
③返信用長3封筒（84円切手添付）
- 2) 申込方法 ①郵送にて申込願います
②封筒表に朱書きで「たん吸引（特定の者）研修申込書在中」とお
書き下さい。
- 3) 申込締切 第1回 令和元年 7月17日（金）当日消印有効
第2回 令和元年 9月11日（金）当日消印有効
第3回 令和元年11月13日（金）当日消印有効

- 4) 申込先 重度障害者難病ホスピス 太白ありのまま舎
〒982-0252 仙台市太白区茂庭台2-15-30
- 5) 周知 当舎ホームページ・同機関紙、FAX等において周知

10 受講者の決定

- 1) 申込多数の場合は、複数申込、違法性阻却等の事情を勘案して研修委員会にて決定致します
- 2) 受講の可否については、研修10日前頃まで、ご連絡致します
- 3) 取り消しは7日前までをお願いします

11 修了証明書の交付

全てのカリキュラムを履修された方に、修了証明書を交付致します。欠席者や遅刻者には、原則交付致しません。

尚、補講については、欠席及び遅刻の理由等を勘案して研修委員会にて決定する。

12 個人情報の取り扱いについて

受講者から申し込み時に寄せられた個人情報については、本研修の運営及び修了者名簿作成のために使用し、それ以外には使用しません。

13 受講中の事故について

基本研修中の事故については、その原因が当舎にある場合は、当舎においてその事故に見合う賠償を行わせて頂きます。

実地研修中の事故については、ご加入頂く賠償保険での対応を基本としますが、受講者及び在籍事業所の責任として対応願います。

- 14 研修責任者 太白ありのまま舎施設長 白江 浩
連絡先 022-281-1200 太白ありのまま舎

15 苦情等連絡先及び対応

苦情については 研修責任者までお願いします。

苦情対応につきましては、研修責任者が責任を持って申し出の方が納得されるように対処（説明・改善等）致します。

16 案内図（ホームページ地図参照）

URL http://www.arinomama.or.jp/menu3_3.html